

国への緊急要請（案）

全国知事会
平成 27 年 7 月

地方創生から日本創成へ。

我々は、地方創生を成し遂げ、日本を創成していくことを宣言するとともに、「地方創生行動」リストを掲げ、地方自ら全力で行動することを決意した。

しかし、地方創生、ひいては日本創成の実現には、ソフト・ハード両面にわたる基盤づくりのための国の主体的な行動が不可欠であり、我々地方自らの全力をあげた行動と相まって初めて、日本創成実現への大きな流れができる。

国にあっては、多軸型国土形成のためのインフラ整備など本来の国の役割をしっかりと担っていくほか、地方が行う多様な先行的取組に対して支援を行うとともに、好事例の全国展開を図るべきである。

そのため、閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」を着実に実行するとともに、特に、以下の 9 つの項目について、速やかに実行することを強く求める。

- 1 地方への移住定住政策の加速
- 2 国家戦略としての政府関係機関の地方移転
- 3 地域経済の再生と雇用創出の強力な推進
- 4 人材育成と若者の就労支援の強化
- 5 地域資源の国内外への発信
- 6 少子化対策の抜本強化
- 7 多極型国土の形成
- 8 地方分権改革のさらなる推進
- 9 地方創生に必要な財源の確保と税制措置

1 地方への移住定住政策の加速

東京圏への一極集中を是正するためには、東京圏への人口流入を抑制するとともに、東京から地方への人の流れをつくる必要がある。また今後、人口減少が加速する地方において、地域の活力を維持するためには、人を呼び込むことが必要である。

例えば、地方への移住希望者の支援体制の強化、企業の地方への本社機能移転、人材の流出防止となる大学機能の強化などを図ることにより、若者から高齢者まであらゆる年代の地方回帰を促進する。

地方への人の流れを生み出すにあたり、地方は地方の特徴を生かした政策を実施するが、国においても国民的な地方回帰の意識醸成を図るほか、さらに実効性のある対策を講じるべきである。そのため国は以下の移住定住政策の加速を実行していただきたい。

1 地方への移住定住や二地域居住の促進

国においては、「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議を開催されたところであるが、このような全国的なキャンペーン等を一層強化するとともに、学校等で子どもの頃から愛郷心を育てる取組等により、地方での生活に価値を見出し、積極的に地方への移住定住や二地域居住を選択するような国民的意識を醸成すべきである。

また、通勤手当の非課税枠の拡大や高速道路料金に対する割引制度の拡充により、移住・二地域居住を促進すべきである。

さらに、将来的な移住定住ニーズに関する意識調査及び移住者を把握するための定期的な実態調査を実施すべきである。

2 地方拠点強化税制の拡充

平成27年度税制改正で創設された、東京圏から地方へ本社機能の移転等を行う企業に対する税制上の優遇措置である「地方拠点強化税制」については、今後、企業にとってより活用しやすいものとなるよう、所得拡大促進税制との併用を認めること、対象地域の指定を柔軟に行うことなど、運用や制度の拡充を図るべきである。

3 地方大学の運営基盤の確保

地方大学は地方に若者を留める受け皿になっている。学生の卒業後の地方での就職・定住に繋げるため、以下のとおり地方大学の運営基盤を充実すべきである。

- ・ 地方大学が継続的・安定的に教育研究活動を実施し、大学改革や機能強化を推進するための財源を十分に確保するため、地方の国立大学の運営費交付金及び地方の私立大学の経常費補助金を拡充
- ・ 地方大学の定員を増員
- ・ 入学金、年間授業料の減額や、地元でUターン就職した学生の奨学金返還減免制度の継続、大学間の単位互換の制度化
- ・ 地方移転する大学への運営費交付金及び経常費補助金を特別加算するなど、大学の地方移転に対する支援制度の創設

4 希望する高齢者の地方移住を促進する制度改革

東京一極集中を是正し、地方回帰を推進するためには、若者から高齢者の各世代に渡る移住の促進を図る必要がある。特に、人口減少・少子高齢化が進む社会において、元気な高齢者（アクティブ・シニア）が、故郷やゆかりのある地域へ移住することは、地域コミュニティへ活力を与えるとともに、介護職場の雇用創出にもつながることから、その希望に応じて積極的に推進していくべきである。

また、東京圏においては、今後10年間で175万人の後期高齢者が増えることとなり、希望する高齢者の地方移住の促進は、増加する高齢者の介護需要へ対応する手段の一つとなるものである。

一方、介護需要の増加は、全国共通の課題であり、東京圏の高齢者を単に地方に移住させるだけでは解決しない。24時間定期巡回・随時対応サービスなどの在宅支援策の充実、介護報酬の大幅な改善による処遇改善などによる介護人材不足の解消、都市部での介護施設の計画的な整備のための土地利用規制の緩和などの全国的な対応が必要である。

その上で、各地方自治体が「日本版CCRC構想」を検討する場合にも、将来の介護負担等の増加が大きな懸念材料となって、高齢者移住に対して消極的な姿勢を示すケースが多い。こうした懸念を払拭しなければ、今般の「基本方針」の中で示された、都市部の元気な高齢者の地方移住施策「日本版CCRC構想」の推進は困難である。

こうした状況を踏まえ、地方自治体が安心して高齢者の移住に積極的に対応できるようにするためには、住所地特例のさらなる拡大や介護費用の地方負担を調整する財政調整交付金の配分見直しなど、介護費用に関し、地方の負担増とならない、はっきりと目に見える形での制度改革が必要である。

2 国家戦略としての政府関係機関の地方移転

現在、政府は地方への新しいひとの流れをつくる方針のもと、政府関係機関の地方移転を検討しているが、「道府県等からの提案を受け、必要性・効果等について検証した上で地方への移転を進める」とするに留まっている。

企業本社機能等の地方移転の大きな流れを生み出すため、国は、自ら率先して、政府関係機関の地方移転を実行していただきたい。

1 政府関係機関の地方移転の数値目標化

東京圏から地方への人の流れを大きなうねりとするため、「各省庁の政府関係機関の少なくとも2割を移転」とするなど、政府関係機関の地方移転を促進するため数値目標を設定し、確実に移転を実現すべきである。

その際、決定過程の透明性の確保に努めるとともに、結果についての説明責任を果たすべきである。

2 政府関係機関の移転に関する地方負担の軽減

移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るべきである。

また、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行うべきである。

3 政府関係機関の移転募集を8月末以降も継続

東京一極集中是正や地方創生の観点から、政府関係機関の地方移転は今回限りの一過性のものではなく、今後も国家戦略として継続して検討を行っていくべきである。

3 地域経済の再生と雇用創出の強力な推進

4 人材育成と若者の就労支援の強化

地方への新しいひとの流れをつくるためには、地方における雇用の創出が不可欠である。

地方はそれぞれの実情に応じた独自の産業政策を展開しており、今後とも地域経済の活性化や雇用対策に全力で取り組んでいく。一方、国においても、国全体の活力が強化される大胆な産業政策を講じて、国が担うべき地域間格差の是正や多様性と活力に満ち溢れた地域の創出に取り組むべきである。また、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業へ発展させるよう、国として積極的な施策を講じるべきである。

さらに、地方においては人口減少が進行する中、労働力不足に対応することが重要な課題である。

そのため国は以下の、地方を重視した経済政策と雇用創出策を実行するとともに、農林水産業や観光関連産業、建設産業など様々な産業において、担い手の育成・確保に向けた地方の取組を支援する施策を充実していただきたい。

加えて、長時間労働の是正など、地域経済の再生の核となる若者・女性をはじめとしたすべての人が働きやすい環境の整備についても取組を充実させていただきたい。

1 地方への産業再配置の促進

地方への本社機能移転に限らず、生産・業務拠点などに係る建屋・設備の整備費や土地購入などの初期投資に対する国の助成制度の創設や税制の優遇、企業立地に当たり地方が独自に行う補助制度に対する財政的支援制度の創設など、地方への産業再配置促進の政策をさらに強力に実施すべきである。

2 新分野進出や新商品開発などにチャレンジする企業への支援

地域経済の再生には、地域資源や強みを生かした成長産業育成のほか、新分野進出や新商品開発などに積極果敢にチャレンジする企業を増やすことが極めて重要である。そのため以下の対策を講じるなど、こうした企業を国として強力に支援すべきである。

- ・ 「地域中小企業応援ファンド」及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド」の組成における独立行政法人中小企業基盤整備機構から都道府県への無利子融資の10年以内とされる貸付期間の延長
- ・ 中小企業者の新商品・新サービスの開発や中小企業者と農林漁業者が連携して行う創業や経営革新等を、地方が資金面から継続的に支援するための、上記両ファンドの追加造成に必要な財政措置
- ・ 大学等の研究シーズに着目した新たな成長産業の育成には、いわゆる「死の谷」を乗り越える10年超の時間と多額の資金が必要であり、研究段階から事業化に至るまで息長く地方の取組を支援する仕組みを構築

3 担い手支援の強力な推進による農林水産業の振興

農林水産業の新規就業者の確保・定着を推進するため、以下の対策を講じるなど、地方における重要な産業である農林水産業を振興すべきである。

- ・ 就農希望者を雇用して研修を実施する「農の雇用事業」の助成期間延長及び対象要件の緩和
- ・ 「新規漁業就業者総合支援事業」の拡充・強化
- ・ 林業の成長産業化を担う次世代リーダーを養成する自治体による専修学校の整備に対する支援措置の創設

4 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーは、地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率の向上、さらには地方の新産業創出による地域経済の活性化や、災害時の電力確保などの観点からも重要である。そのため、以下の対策を講じるなど、さらなる再生可能エネルギーの導入拡大を進めるべきである。

- ・ 地域の自然特性を活かした太陽光発電や風力発電、水力発電、地熱発電、潮流発電、森林資源を活用したバイオマス発電等の拡大
- ・ 日本海側をはじめ、海洋再生可能エネルギーの国先行実施地域などでの送電網整備に対する支援の充実

5 地方における雇用環境の改善

若者や女性がより働きやすい環境を整備するため、正社員雇用の拡大、非正規雇用労働者の正社員への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図るべきである。

また、長時間労働の抑制や休暇の取得促進など働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことが、企業にとって生産性の向上や従業員の定着、優秀な人材確保につながる。このため、中小企業経営者の意識改革を図るための働きかけを、労使団体や経済団体等と連携し全国展開すべきである。

6 地域における女性の活躍推進

地域における女性の活躍推進は、地域内の多様な人材の確保につながり、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらす。そして、魅力ある多様な就業の機会の創出や地域社会全体の活性化につながる。

地域において、女性の管理職登用や職域拡大などを進めることや、地方を創生する女性リーダーの育成（地域活動（自治会、PTA、まちづくり等）や農山漁村等における女性の活躍促進）を図ること等により、女性就業率や指導的地位に占める女性の割合を着実に高めるべきである。

7 子どもの貧困対策の抜本強化

子どもたちの6人に1人が、生活の困窮のみならず、生まれ育った家庭の事情等による貧困の連鎖を通じて、その将来が閉ざされかねないという大変厳しい状況におかれている。

ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援の強化を図るべきである。また、必要な学力を確実に身につけられる体制の整備や放課後児童クラブ等の要件緩和、スクールソーシャルワーカー等の配置のための十分な財源確保など、貧困の世代間連鎖を断ち切るための施策を充実すべきである。

5 地域資源の国内外への発信

東京オリンピック・パラリンピックの開催が5年後に迫り、世界中から日本への注目がさらに高まる。こうしたことを背景に、近年好調に伸びている海外からの旅行客をもてなし、日本の文化で魅了することにより、さらなる旅行客の増加、地域経済の好循環につながることを期待される。

日本へ注目が集まる絶好の機会に、各地方において食、伝統文化や工芸などの貴重な資源を掘り起こし、磨きあげ、そして世界に向けて発信することが重要である。

そのため、国においては、「東京五輪を日本の五輪に」という認識の下、以下の措置を実行していただきたい。

1 地方創生に向けた文化・スポーツの振興

東京オリンピック・パラリンピック開催時には、参加国の事前合宿が国内各地で行われることが予想される。また、オリンピック・パラリンピックに向けて文化プログラムが実施され、文化の祭典ともなることが期待される。

オリンピック・パラリンピックに向けて、以下のとおり地方の取組を支援すべきである。

- ・ 文化・スポーツを活かしたまちづくりを戦略的に推進するため、地方が実施する、基盤施設の整備や既存施設の更新・機能向上に対して、必要な財源措置を講じること
- ・ オリンピック・パラリンピックの文化プログラムや開会式において、地域の祭りや国指定重要無形民俗文化財など、日本の伝統文化を発信する場を創設すること
- ・ 国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな芸術活動、障がい者の芸術文化の振興など、地方における文化芸術活動の取組への支援を充実・強化すること
- ・ 地方における選手強化の取組、事前キャンプの誘致、障がい者スポーツの推進などに対して支援を行うこと
- ・ 文化とスポーツの一体的な振興や、ICTを活用した地域資源の発信力強化、スポーツ関連企業とも連携した地域健康づくりなど、地方の創意工夫ある取組を支援すること

2 国による情報発信等の充実

各地域の地場産品や農林水産物の海外市場を開拓するため、国は積極的に情報発信を行うとともに、地方自治体が円滑に海外市場にアクセスできるよう、JETROをはじめ、ノウハウを持った政府関係機関による一元的な相談・支援体制の強化、財政的な支援制度の充実を図るべきである。

3 外国人旅行者の地方周遊に向けた支援

地方を周遊する訪日外国人旅行者の満足度を向上させるため、無料公衆無線LAN、多言語表示板の整備への支援を充実すべきである。

また、訪日外国人旅行者の一層の増加を図るため、ビザの免除や数次ビザ適用国の拡大など、ビザ発給要件の更なる緩和を図るべきである。

さらに、日本の各地には、伝統、文化、歴史、価値観などを背景とする優れた製品やサービスなど、訪日旅行者を魅了する資源が多く埋もれている。訪日旅行者が急速に増えている中、こうした資源を見つめ直し、磨いて観光資源として魅力を高めれば、さらに多くの訪日旅行者を地方へ惹きつける可能性を持っている。これら各地方の魅力ある資源を観光資源として有効活用し、地方を訪れる訪日旅行者の拡大を図る取組をさらに拡充すべきである。

6 少子化対策の抜本強化

少子化対策は、これまで地方がライフステージに応じた施策をその実情に合わせて行ってきたところであるが、さらに国家的課題として国が抜本的な対策を講じるべきである。

なお、理想の子どもの数と予定する子どもの数にかい離がある理由として、「子育てや教育にはお金がかかりすぎる」「これ以上育児の負担に耐えられない」ことなどがあり、そのため、思い切った子育て家庭の負担軽減など、国は以下の大胆な人口減少対策を実行していただきたい。

1 子育て負担の大胆な軽減

理想の子どもの数を実現させるためには、子育てや教育に伴う経済的な負担に加え、育児と仕事を両立させるうえでの課題の解決を図る必要がある。子育て世帯全般に対しては、全ての子どもを対象にした子どもの医療費助成制度を創設するとともに、創設されるまでの間の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額制度の廃止などを行うべきである。

また、第2子の壁の打破に向けての仕事と子育ての両立支援策を充実するとともに、第3子以降の保育料無償化を行うなど多子世帯に対する思い切った経済的な負担軽減を図るべきである。

なお、少子化の厳しい現状を抜本的に改善するため、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、新たな税制の仕組みについて幅広く検討すべきである。

2 子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

子育て世代の不安を取り除くためにも、子ども・子育て会議で議論されたサービスの質・量の改善に向けた施策の完全実施に必要となる1兆円超の財源確保のための措置を確実に講じるべきである。また、新制度の質の向上に向け、教育・保育施設の関係者や地方自治体の意見、今後の子ども・子育て会議での議論を踏まえ、継続して改善方策等の検討を行うべきである。

3 地域少子化対策強化交付金の恒久化と弾力的な運用

地域少子化対策強化交付金については、新たな少子化対策の取組を後押しする役割を果たしており、地方の取組を一過性のものに終わらせないためにも当初予算化による恒久化を行い、さらには成果を挙げている先行事例を全国で展開できるよう弾力的な運用を行うことが必要である。

4 不妊治療等に対する支援の充実

その他、子育て家庭等の負担軽減のため、以下の支援を行うべきである。

- ・ 一般不妊治療、人工授精治療及び男性不妊治療に対する国庫補助の導入
- ・ 日本版ネウボラ(※)の全市町村展開に向けた財政措置の充実と運営支援

※妊娠から出産、子どもが生まれた後も切れ目なくサポートを提供する総合的なサービス

5 子どもの貧困対策の抜本強化（再掲）

子どもたちの6人に1人が、生活の困窮のみならず、生まれ育った家庭の事情等による貧困の連鎖を通じて、その将来が閉ざされかねないという大変厳しい状況におかれている。

ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援の強化を図るべきである。また、必要な学力を確実に身につけられる体制の整備や放課後児童クラブ等の要件緩和、スクールソーシャルワーカー等の配置のための十分な財源確保など、貧困の世代間連鎖を断ち切るための教育面における貧困家庭に対する施策を充実すべきである。

6 困難を抱える女性への支援

厚生労働省の調査では、出産前に仕事をしていた女性の約6割が、出産・育児を理由に退職している。また、出生率の低迷についても、仕事と家庭の両立が困難な労働環境などが背景にあると考えられる。そのため、以下のとおり女性の活躍に関する政策の強化を図るべきである。

- ・ 妊娠・出産や育児休業取得などを理由とする不利益取り扱いの禁止徹底、育児休暇後のキャリアアップ支援、子育て中の女性の再就職支援など、仕事と家庭の両立支援対策の推進
- ・ 企業に対するひとり親の雇用促進、ひとり親の正規雇用化の推進と自立支援、貧困世帯に対する子どもの学習支援、養育支援の拡充など、貧困等困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境整備

7 多極型国土の形成

道路や鉄道などの社会資本は、地域に暮らす人々の生活を支え、産業振興に不可欠な資産である。こうした社会資本は、地方創生の実現にあたって重要な役割を果たすが、社会資本整備が進んでいない地域は、安心して暮らし、人を呼び込み、経済を活性化させて雇用を増やす、といった取組を進める上で、大変不利な状況下にある。

また、多極型・多軸型国土の形成に向けて、社会資本整備を進めることにより、結果として災害に強い地域がつくられる。

そのため国は、社会資本整備に関し、以下の取組を進めていただきたい。

1 地方創生を支える基盤の地域間格差是正

全国各地にみられる高速道路のミッシングリンクの存在や高速鉄道網の整備状況など、基礎的な社会資本整備に地域間格差が存在している。

社会資本整備は産業や雇用を創出し、地域に活力と魅力をもたらす、地方創生を支えるまさに重要な要素である。しかしながら、地方と東京圏、あるいは太平洋側と日本海側など、地域間格差が大きい。

そのため、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を行うべきである。

2 国土の複線化・多軸型国土の形成

国のあるべき姿として、大規模災害時にも機能するリダンダンシー（代替機能性）を持つことが不可欠である。

そのため、太平洋側に対する日本海国土軸をはじめ、北東国土軸、太平洋新国土軸及び西日本国土軸を形成するなど、多軸型国土の形成を国家的戦略として構築すべきである。

8 地方分権改革のさらなる推進

現在、地方創生に向け、国・地方一体となった取組が進みつつあるが、地方分権改革は、地方が自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮した取組を進める、まさにその基盤となるものである。

地方への事務・権限の移譲を行うとともに、規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）の取組を進めるべく、国においてはより一層積極的に地方からの提案を実現し、地方分権改革の加速を図るべきである。

1 「提案募集方式」等に基づく改革の推進

国は、昨年から実施している地方分権改革に関する「提案募集方式」について、地方からの提案を積極的に採用すべきである。

また、提案の検討にあたっては、先行地域における実証制度として「手挙げ方式」の積極的な活用や、広域連合の活用など、提案の実現に向けて柔軟に対応すべきである。

2 ハローワークの地方移管の実現

ハローワークについては、地方で行う産業政策と一体化した雇用政策を展開するため、地方移管を提案しているところである。そのため、当面、ハローワークと地方自治体の支援の一体的実施、ハローワーク特区等の取組を行い、地方として検証を行ったところであるが、国としても、その成果と課題の検証を早急に行い、ハローワークの地方移管を早期に実現すべきである。

3 国家戦略特区・地方創生特区

「国家戦略特区」・「地方創生特区」について、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うべきである。

9 地方創生に必要な財源の確保と税制措置

地方が「地方創生行動リスト」に基づく事業を展開するなど、地方創生に係る事業を円滑に実施するには、必要な財源を継続的に確保することや、地方創生を後押しする税制上の措置が極めて重要であり、国においては以下の措置を実行していただきたい。

1 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充及び一般財源の総額確保

地方創生を実現するためには、構造的な課題の解決が不可避である。

そのためには長期間にわたる取組が必要である。地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

2 26年度補正予算を大幅に上回る規模の新型交付金の創設

地方創生の取組を深化させ、地方の創意工夫等により力強い潮流をつくるためには、平成26年度補正予算で措置された「地方創生先行型交付金」を大幅に上回る規模の新型交付金を創設すべきである。

この交付金は単なる既存の補助金等の振替えによることなく、地域間連携や民間各セクター等多様な主体との協働など、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できる、タテ割りの個別補助金ではない包括的なものとすべきである。

新型交付金については、各府省の既存の交付金の再編や新たな財源などにより、当初予算にしっかり位置づけるとともに、既存の交付金等の再編により措置される部分についても、元の交付金等の事業目的や交付基準にしばられない、実質的にも新たな交付金でなければならない。

制度の実施にあたっては、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除するほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう継続的なものとすべきである。

あわせて、地方が、地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実かつ弾

力的に遂行できるよう、状況変化に対応した追加的な財政支援についても柔軟に検討されたい。

3 地方創生に資する新たな税制措置

平成 27 年度税制改正で創設された、東京圏から地方へ本社機能の移転等を行う企業に対する税制上の優遇措置である「地方拠点強化税制」については、今後、企業にとってより活用しやすいものとなるよう、所得拡大促進税制との併用を認めること、対象地域の指定を柔軟に行うことなど、運用や制度の拡充を図るべきである。

また、少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくため、税制については、地方への人の流れをつくる制度、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでになかった新たな仕組みが必要であり、企業の地方移転の促進、地方への定住・半定住や三世代同居・近居のための住宅取得や改修の促進、所得税・住民税における配偶者控除や扶養控除のあり方など、幅広く検討すべきである。